

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月8日

京都市長 門川大作

京都市規則第 31号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2更衣室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）の項中「710」を「880」に改め、同表役員室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）の項中「1,520」を「1,900」に改め、同表審判控室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）の項中「1,010」を「1,260」に改め、同表放送室（伏見桃山城運動公園野球場のみ）の項中「4,070」を「5,080」に、「1,010」を「1,260」に改め、同表夜間照明設備の項中「1,040」を「1,300」に改め、同表拡声器（電源を含む。）の項中「620」を「65

0」に改め、同表スコアボードの項中

200
200
200
200

を

250
200
200
250

に改

め、同表大会用テント（大）の項中「1,010」を「1,060」に改め、同表大会用テント（小）の項を次のように改める。

大会用テント（小）	1張り	1日	520
補助いす	1脚	1日	100
長机	1脚	1日	210

別表第3広告を表示する期間の項中「3,130」を「3,280」に、「10,500」を「11,020」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の京都市都市公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金及び広告の表示に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)